

## 社会保障基本法の改正に伴う社会サービス概念の拡大に関する考察

○東亜大学校 教授 南チャンソプ

### 1. 研究目的

去る1月、社会保障基本法が改正されたことにより、社会サービスという用語が公式な法定名称として登場したばかりでなく、福祉・保健・教育・雇用・住居・文化・環境などの分野で提供されるサービスを意味するものとして、その概念も大きく拡大された。政治的に社会福祉が優先視されなかった韓国においては、このような変化はそれ自体が重要な変化である。のみならず、拡大された社会サービス概念を現実の中にどのように適用して行くのかは、社会福祉実践はもちろんのこと、社会福祉政策にも重要な課題を投げかけている。本研究は、このような概念の拡大がどのようにして可能であったか、そして、その意味は何なのか、また、これをどう実現するのかについて考察するものである。

### 2. 研究方法

本研究は主に、社会福祉基本法の改正過程で提出された関連法律案や国会の検討報告書、その他の関連文章などに基づく文献研究として進められる。

### 3. 主要な結果

改正された社会保障基本法の世界サービスは、その概念が大変広く規定されていることによる長所もあるが、一方では制約もあることから、一種の概念的緊張を抱えている。しかし同時に、改正社会保障基本法は、社会保障制度の管理運営構造を規定した部分で、この概念的緊張を解消するそれなりの方法をも提示している。概念的緊張を、概念的次元で解消することには困難が伴うかもしれないが、政策的次元ではこの概念的緊張を抱えつつも適切に調整して行ける可能性があるということである。

### 4. 結論

改正社会保障基本法における社会サービス概念があまりにも広いのは事実であるが、これは一種の転換期において取られた何らかの妥協であると考えられる。従って、概念的緊張を性急に解消しようとするよりは、それを維持したまま長期的な解決策を模索して行くことが望ましいであろう。